

## ・建設工事における共同企業体の取扱いの運用について

(平16.7.1付34-8)

総務人事・業務企画等担当理事  
から 募集販売本部長 あて  
各支社長  
各地域支社長

「建設工事における共同企業体の取扱いについて」(平16.7.1付34-7。以下「本通達」という。)の運用に当たっては、下記の事項に留意して取り扱われたく、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

### 記

#### 1 本通達第2の1(1)について

本通達第2の1(1)中「当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるもの」とは、原則として、次に掲げる工事であること。

- (1) 契約概算額が本通達第2の1(1)各号の規模を上回る工事であって、かつ、技術的難度が高いため、確実かつ円滑な施工を図るために複数の企業が技術力を結集するなどの必要があるもの
- (2) 社会的、経済的に特に重要な工事であって、かつ、危険分散等の観点から特定建設工事共同企業体により施工することが必要なもの
- (3) 確実かつ円滑に施工することができる特定建設工事共同企業体以外の登録業者が少数である工事であって、かつ、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることにより競争に参加する者が増加することが見込まれるもの

#### 2 本通達第2の2(1)について

構成員の数を3社とする場合は、原則として、多数の工種にわたること等により技術力を結集する必要がある場合等とすること。

#### 3 本通達第2の4(3)について

本通達第2の4(3)に規定する混合入札は、原則として、競争に付そうとする工事が上記1(3)に掲げる工事である場合に実施できるものであること。

以 上